

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、次の各号に掲げる地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 研究職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、再雇用職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は別に定める。

(昇給の基準)

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同

項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給)

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。
- 3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条(第2項を除く。)の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等(地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に規定する休日(第17条を除き、以下「休日」という。)及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

- 2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。以下同じ。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹
- (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）
- (4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額を、配偶者については13,900円とし、その他の扶養親族については1人につき6,400円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,600円）とする。

2 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超え

るときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額）

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

#### (単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員又は一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

#### (住居手当)

第12条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1)自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者が居住する住居のための住宅（公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額  
ア

月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ

月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第13条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

（特殊勤務手当）

第14条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類，対象となる職員及び額は，別に定める。
- 3 特殊勤務手当は，月1回支給するものとし，これにより難しい場合は，3月に1回又は随時支給するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか，特殊勤務手当について必要な事項は，理事長が定める。

(給与の減額)

第15条 職員が，正規の勤務時間(勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)について勤務しないときは，勤務しない時間1時間につき，給与月額(給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下同じ。)を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし，勤務しないことにつき理事長の承認があったときは，この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認の基準は，別に定める。
- 3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については，これらの規定にかかわらず，別に定める。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて，又は休日等に，勤務することを命じられて勤務した職員に対しては，その勤務1時間につき，第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に，次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は，その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて，又は休日等に，勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち，その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については，同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは，「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて，又は休日等に，勤務することを命じられて勤務した時間が

1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第17条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の1.2倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあつては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）

(2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（夜間勤務手当）

第18条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等の特例）

第19条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第16条から前条までの規定により難しい場合においては、第16条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

（管理職手当）

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額、給料月額、給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第21条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに



該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の法人の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第24条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月に支給する場合 100分の122.5（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の102.5）以内
  - (2) 12月に支給する場合 100分の137.5（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の117.5）以内
- 3 再雇用職員に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、同項第2号中「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 前2項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

(1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの

(2) 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第1項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給

を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間(別に定める場合にあつては、別に定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に100分の80(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の100)を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に100分の37.5(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の47.5)を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき第22条第4項に規定する合計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日(第25条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第26条 第4条, 第8条, 第9条, 第11条及び第12条の規定は, 再雇用職員には適用しない。

2 第16条から第18条までの規定は, 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第27条 時間外勤務手当, 休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は, 給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第28条 休職中の職員(別に定める職員を除く。)に対しては, 次の区分により給与を支給することができる。ただし, 地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において, 当該補償を受けることができる期間に係る給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)については, この限りでない。

(1) 職員が結核性呼吸器病にかかり, 就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは, その休職の期間が満2年に達するまで, 給料, 扶養手当, これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当

(2) 職員が前号以外の傷病により, 就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは, その休職の期間が満1年に達するまでの給料, 扶養手当, これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当, 満1年を超え満2年に達するまでは給料, 扶養手当, これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当

(3) 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職されたときは, その休職の期間中, 給料, 扶養手当, これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第29条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は, この規程で別に定めるものを除き, 別に定める。

(控除金)

第30条 給与を支給する際, 法令又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定により給与から控除することが認められているものは, その給与から控除することができ

る。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(理事長等の要請に応じ、京都市を退職し、引き続いて法人の役職員となった者の取扱い)

第32条 理事長又は京都市長の要請に応じ、引き続いて法人の役職員となるため京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の役職員となった者の給与の額は、前条までの規定にかかわらず、京都市職員との均衡を考慮し、当該退職をしなかったと仮定して、京都市職員給与条例その他京都市職員に適用される給与に関する規定により支給される額とし、その他給与に関する事項は、京都市職員の例によるものとする。

(補則)

第33条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(「給料等の現給保障について」別表1に掲げる職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

6 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「新規程」という。）第13条第2項、第15条第1項、第20条第2項、第22条第4項、同条第5項（新規程第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3の規定の適用については、新規程13条第2項中「給料月額」とあるのは「地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月 日決定）附則第3項から第5項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第15条第1項、第20条第2項、第22条第4項及び同条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、新規程第25条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第22条第42項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（住居手当に関する経過措置）

7 新規程第12条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。

8 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における新規程第12条第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額は、道場第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円をそれぞれ加算した額とする。

9 新規程第12条第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入し



た住宅で、自ら居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じるものを含む。)については、第1条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所給与規程(以下「旧規程」という。)第12条(第1項第2号及び第2項第2号を除く。)の規定は、平成33年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 10 新第1号職員に該当しない職員(前項の職員を除く。)については、旧規程第12条(第1項第2号及び第2項第2号を除く。)の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日 から平成29年 3月31日まで	旧規程第12条第2項 第1号ア	10,500円	8,000円
	旧規程第12条第2項 第1号イ	9,500円	7,500円
平成29年4月1日 から平成30年 3月31日まで	旧規程第12条第2項 第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第12条第2項 第1号イ	9,500円	5,000円
平成30年4月1日 から平成31年 3月31日まで	旧規程第12条第2項 第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第12条第2項 第1号イ	9,500円	2,500円

- 11 新第1号職員に該当する者の新規程第12条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第12条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

- 12 新規程第12条第1項第2号に掲げる職員(以下「新第2号職員」という。)に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅(施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が居住するものに限る。)を所有しているもの(別に定めるこれに準じるものを

含む。) その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第12条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の規定は、平成33年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 13 新第2号職員に該当しない職員(前項の職員を除く。)については、旧規程第12条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	4,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	3,700円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	2,700円
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	2,500円
平成33年4月1日から平成34年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	1,500円
平成34年4月1日から平成35年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	1,200円

- 14 新第2号職員に該当する者の新規程第12条第2項第2号の規定による住居手当の月額が、その者が新第2号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項第2号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第12条第2項第2号の規定にかかわらず、当該額をその者

の同号の規定による住居手当の月額とする。

- 15 新第1号職員又は新第2号職員に該当する職員のうち、附則第9項、第10項、第12項又は第13項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第12条第2項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項の規定にかかわらず、新規程第12条第2項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項の規定による住居手当の月額との合計額とする。

（その他の経過措置）

- 16 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 （平成28年12月16日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	187,700	216,500	261,300	283,600	316,100	347,100
2	189,400	218,300	263,900	286,300	318,900	349,900
3	191,100	220,100	266,300	289,100	321,700	352,600
4	192,800	221,900	268,700	291,800	324,500	355,400
5	194,300	223,800	270,500	294,300	327,100	357,900
6	196,000	225,700	273,100	297,100	329,600	360,700
7	197,800	227,600	275,600	299,900	332,200	363,500
8	199,600	229,600	277,500	302,700	334,800	366,300
9	201,200	231,200	279,800	305,200	337,300	368,800
10	203,000	232,700	282,400	308,000	339,900	371,600
11	204,700	234,600	285,000	310,800	342,400	374,400
12	206,500	236,600	286,900	313,600	345,000	377,200
13	208,100	238,500	289,100	316,200	347,500	379,900
14	209,900	240,200	291,800	318,800	350,000	382,600
15	211,600	242,100	294,500	321,500	352,500	385,300
16	213,300	244,000	297,200	324,200	355,100	388,100
17	214,800	245,100	299,800	326,900	357,600	390,300
18	216,600	246,600	302,000	329,400	360,000	393,100
19	218,300	248,100	304,500	332,000	362,600	395,900
20	219,800	249,700	307,100	334,500	365,200	398,700
21	221,400	250,600	309,400	337,000	367,600	400,900
22	223,300	252,600	311,600	339,100	370,100	403,100
23	225,000	254,600	314,100	341,300	372,600	406,000
24	227,000	256,600	316,700	343,400	375,100	408,800
25	229,000	258,700	319,000	345,600	377,600	411,600

26	230,300	259,800	321,400	347,800	380,100	414,200
27	231,900	261,700	323,900	349,900	382,500	416,900
28	233,600	263,700	326,500	352,100	385,000	419,700
29	235,200	265,600	328,600	354,200	387,600	422,300
30	236,800	266,800	330,800	356,300	390,100	424,800
31	238,400	268,700	333,000	358,400	392,500	427,500
32	240,000	270,300	335,200	360,600	394,900	430,200
33	241,400	272,100	337,200	362,700	397,400	433,000
34	242,800	273,900	339,400	364,900	399,900	435,600
35	244,100	275,800	341,500	367,000	402,300	438,300
36	245,500	277,300	343,600	369,100	404,800	440,900
37	247,000	279,000	345,700	371,200	406,600	443,600
38	248,300	280,700	347,600	373,300	408,400	446,200
39	249,600	282,500	349,500	375,300	410,500	448,700
40	250,900	284,300	351,500	377,400	412,600	451,300
41	252,100	286,100	353,600	378,800	414,800	453,000
42	253,400	287,700	355,400	380,600	416,600	455,100
43	254,700	289,400	357,100	382,400	418,300	457,100
44	256,000	291,000	358,900	384,200	420,200	459,200
45	257,100	292,100	360,100	385,800	422,000	461,400
46	258,200	293,300	361,400	387,500	423,400	463,500
47	259,300	294,800	362,800	389,100	424,800	465,500
48	260,400	296,400	364,300	390,900	426,300	467,600
49	261,600	298,100	365,500	392,500	427,400	469,800
50	262,700	299,500	366,700	393,900	428,700	471,800
51	263,800	301,100	367,900	395,300	430,100	473,800
52	264,900	302,600	369,100	396,700	431,500	475,900
53	265,900	304,100	370,200	398,200	432,700	478,000
54	266,700	305,600	371,200	399,100	433,700	479,800
55	267,500	306,900	372,300	400,200	434,800	481,600

56	268,300	308,400	373,400	401,200	435,900	483,200
57	268,800	309,900	374,400	402,100	436,900	484,800
58	269,300	311,400	375,400	403,000	438,000	486,300
59	269,800	312,900	376,400	403,900	438,900	487,800
60	270,300	314,400	377,100	404,800	440,000	489,300
61	270,700	315,400	377,900	405,300	441,100	490,800
62	271,200	316,900	378,700	406,200	442,200	491,700
63	271,700	318,400	379,400	407,000	443,200	492,600
64	272,200	319,800	379,900	407,800	444,300	493,500
65	272,600	320,900	380,600	408,500	445,400	494,300
66	273,100	322,200	381,200	409,400	446,500	495,200
67	273,600	323,500	381,900	410,200	447,600	496,100
68	274,100	324,800	382,700	411,100	448,600	497,000
69	274,500	325,500	383,300	411,600	449,600	497,900
70	275,000	326,700	383,900	412,200	450,300	498,800
71	275,500	327,900	384,500	413,100	451,200	499,700
72	276,000	329,200	385,300	414,000	452,100	500,600
73	276,400	330,100	386,000	414,700	453,100	501,500
74	276,900	331,400	386,500	415,400	454,000	502,400
75	277,400	332,600	387,300	416,200	454,900	503,300
76	277,900	333,900	388,000	417,000	455,800	504,200
77	278,300	334,700	388,700	417,700	456,800	505,100
78	278,800	335,700	389,400	418,400	457,700	506,000
79	279,300	337,000	390,100	419,100	458,600	506,900
80	279,800	338,200	390,700	419,800	459,500	507,800
81	280,200	339,100	391,300	420,400	460,500	508,700
82	280,700	340,100	392,000	421,100	461,400	509,600
83	281,200	341,300	392,600	421,800	462,300	510,500
84	281,700	342,500	393,200	422,500	463,200	511,300
85	282,100	343,500	393,700	423,100	464,200	512,300

86	282,600	344,200	394,400	423,800	465,100	513,200
87	283,100	345,400	395,000	424,500	466,000	514,100
88	283,600	346,600	395,600	425,200	466,900	515,000
89	284,000	347,600	396,100	425,800	467,800	515,900
90	284,500	348,300	396,800	426,500	468,600	
91	285,000	349,400	397,400	427,200	469,500	
92	285,500	350,400	398,000	427,900	470,400	
93	285,900	351,500	398,500	428,500	471,400	
94	286,400	352,000	399,200	429,100		
95	286,900	352,900	399,800	429,800		
96	287,400	353,600	400,400	430,500		
97	287,800	354,400	400,900	431,100		
98		355,300	401,600	431,800		
99		356,200	402,200	432,400		
100		356,700	402,800	433,100		
101		357,300	403,300	433,700		
102		358,100	404,000			
103		359,000	404,700			
104		359,800	405,300			
105		360,200	405,800			
106		360,900	406,400			
107		361,800	407,000			
108		362,700	407,700			
109		363,100	408,200			
110		363,800	408,800			
111		364,600	409,500			
112		365,500	410,200			
113		366,000	410,600			
114		366,500				
115		367,300				

116		368,000			
117		368,500			
118		369,300			
119		369,800			
120		370,400			
121		371,000			
122		371,500			
123		371,800			
124		372,400			
125		372,800			
126		373,300			
127		373,500			
128		374,100			
129		374,500			
130		374,800			
131		375,300			
132		375,900			
133		376,200			
134		376,500			
135		377,100			
136		377,600			
137		377,900			
138		378,300			
139		378,800			
140		379,300			
141		379,600			
142		379,900			
143		380,500			
144		381,100			
145		381,300			



備考 この表は、研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第2（第3条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,500	182,500	216,500	262,800	282,800	313,700	346,400	389,800
2	135,500	184,300	218,300	265,000	285,000	316,300	349,200	392,600
3	136,500	186,100	220,100	267,000	287,300	318,800	351,900	395,600
4	137,500	187,900	221,900	269,000	289,600	321,400	354,700	398,600
5	138,300	189,600	223,600	270,700	291,800	323,900	357,200	401,600
6	139,400	191,400	225,500	272,900	294,100	326,500	360,000	404,500
7	140,500	193,200	227,300	275,100	296,400	329,100	362,800	407,500
8	141,600	195,000	229,200	277,300	298,700	331,700	365,600	410,400
9	142,700	196,700	230,700	278,600	300,900	334,200	368,100	413,400
10	143,800	198,500	232,700	280,800	303,200	336,800	370,900	416,300
11	144,900	200,300	234,600	283,000	305,500	339,400	373,700	419,300
12	146,000	202,100	236,500	285,200	307,800	341,900	376,400	422,300
13	147,100	203,800	237,800	286,500	310,000	344,500	379,000	425,200
14	148,400	205,600	239,800	288,800	312,300	347,100	381,900	428,200
15	149,700	207,400	241,700	291,100	314,600	349,700	384,700	431,200
16	151,000	209,200	243,700	293,400	316,900	352,200	387,600	434,100
17	152,300	210,900	244,900	294,400	319,200	354,800	390,200	437,000
18	153,800	212,700	246,800	296,700	321,500	357,400	393,200	440,000
19	155,300	214,500	248,800	299,000	323,800	359,900	396,200	443,000
20	156,800	216,300	250,800	301,300	326,000	362,500	399,200	446,000
21	158,100	218,000	252,800	303,500	328,300	365,100	400,900	448,900
22	160,100	219,800	254,700	305,800	330,400	367,700	403,100	452,000

23	162, 100	221, 600	256, 600	308, 000	332, 600	370, 300	406, 000	455, 100
24	164, 100	223, 400	258, 400	310, 300	334, 700	372, 900	408, 800	458, 100
25	166, 000	225, 100	260, 300	312, 500	337, 000	375, 600	411, 600	460, 800
26	168, 000	226, 800	262, 200	314, 700	339, 100	378, 300	414, 200	463, 900
27	170, 000	228, 600	264, 100	316, 800	341, 300	381, 000	416, 900	466, 900
28	172, 000	230, 400	265, 600	319, 000	343, 400	383, 600	419, 700	470, 000
29	173, 900	232, 200	267, 000	321, 200	345, 600	386, 400	422, 300	472, 900
30	175, 900	233, 500	268, 900	323, 300	347, 800	389, 100	424, 800	476, 200
31	177, 900	235, 400	270, 800	325, 500	349, 900	391, 700	427, 500	479, 600
32	179, 900	237, 400	272, 700	327, 500	352, 100	394, 300	430, 200	482, 800
33	181, 600	239, 300	273, 700	329, 500	354, 200	396, 900	433, 000	486, 200
34	183, 400	240, 800	275, 600	331, 500	356, 300	399, 300	435, 600	489, 200
35	185, 200	242, 700	277, 500	333, 600	358, 400	401, 600	438, 300	492, 100
36	187, 000	244, 500	279, 400	335, 700	360, 600	404, 000	440, 900	495, 200
37	188, 700	245, 500	280, 400	337, 600	362, 700	406, 000	443, 600	498, 100
38	190, 500	247, 000	282, 300	339, 700	364, 900	407, 800	446, 200	500, 700
39	192, 300	248, 500	284, 200	341, 700	367, 000	409, 900	448, 700	503, 400
40	194, 100	250, 100	286, 100	343, 700	369, 100	412, 000	451, 300	506, 000
41	195, 800	251, 700	287, 100	345, 700	371, 200	414, 100	453, 000	508, 400
42	197, 600	253, 200	288, 900	347, 700	373, 300	416, 100	455, 100	510, 600
43	199, 400	254, 700	290, 700	349, 700	375, 300	418, 000	457, 100	512, 800
44	201, 200	256, 300	292, 500	351, 800	377, 400	420, 100	459, 200	515, 000
45	202, 800	257, 900	293, 800	353, 800	378, 800	421, 800	461, 400	517, 300
46	204, 500	259, 400	295, 500	355, 700	380, 600	423, 300	463, 500	519, 500
47	206, 300	261, 100	297, 100	357, 500	382, 400	424, 800	465, 500	521, 700
48	208, 100	262, 900	298, 800	359, 400	384, 200	426, 400	467, 600	523, 900
49	209, 700	264, 100	300, 500	360, 700	385, 800	427, 700	469, 800	526, 200
50	211, 400	265, 600	302, 100	362, 100	387, 500	429, 100	471, 800	528, 200
51	213, 100	267, 400	303, 800	363, 600	389, 100	430, 600	473, 800	530, 400
52	214, 800	269, 100	305, 500	364, 900	390, 900	432, 100	475, 900	532, 500

53	216,300	270,300	307,000	366,100	392,500	433,500	478,000	534,500
54	218,000	271,900	308,600	367,300	393,900	434,800	479,800	536,300
55	219,500	273,500	310,300	368,500	395,300	436,100	481,600	538,100
56	221,200	275,200	311,900	369,800	396,700	437,400	483,200	539,800
57	222,600	276,500	313,200	370,900	398,200	438,400	484,800	541,700
58	224,100	277,900	314,700	371,900	399,100	439,200	486,300	543,400
59	225,700	279,500	316,400	372,900	400,200	440,200	487,800	545,100
60	227,300	281,000	318,100	373,900	401,200	441,200	489,300	546,800
61	228,900	282,600	319,300	374,700	402,100	442,200	490,800	548,400
62	230,500	284,100	320,400	375,600	402,900	443,100	491,700	550,100
63	232,100	285,600	321,800	376,500	403,700	444,100	492,600	551,700
64	233,800	287,000	323,000	377,100	404,500	445,100	493,500	553,400
65	235,200	288,200	323,500	377,800	405,100	445,900	494,300	555,000
66	236,800	289,400	324,600	378,400	405,900	446,900	495,200	556,100
67	238,400	290,600	325,400	379,000	406,600	447,900	496,100	557,300
68	240,000	291,800	326,400	379,600	407,400	448,800	497,000	558,500
69	241,300	293,000	327,400	380,200	408,100	449,600	497,700	559,500
70	242,800	294,200	328,300	380,800	408,900	450,200	498,500	560,700
71	244,200	295,400	329,300	381,400	409,700	451,100	499,400	561,900
72	245,700	296,500	330,100	382,000	410,400	452,000	500,300	563,100
73	247,000	297,700	331,300	382,600	411,100	452,900	501,000	564,000
74	248,400	298,800	332,300	383,200	411,700	453,600	501,900	565,200
75	249,800	299,900	333,400	383,800	412,400	454,300	502,800	566,400
76	251,200	301,100	334,500	384,400	413,100	455,000	503,700	567,600
77	252,400	302,200	335,200	385,000	414,000	455,800	504,300	568,500
78	253,700	303,100	336,100	385,600	414,700	456,500	505,100	569,600
79	255,000	304,000	337,200	386,200	415,500	457,200	506,000	570,800
80	256,300	304,900	338,200	386,800	416,200	457,900	506,900	572,000
81	257,400	305,800	339,100	387,400	416,900	458,700	507,600	573,000
82	258,500	306,200	339,900	388,000	417,600	459,400	508,400	

83	259,600	306,800	340,900	388,600	418,300	460,100	509,300
84	260,700	307,600	341,900	389,200	419,000	460,800	510,200
85	261,900	308,400	342,800	389,800	419,500	461,600	510,900
86	262,900	309,100	343,500	390,400	420,200	462,300	511,700
87	263,900	309,800	344,400	391,000	420,900	463,000	512,600
88	264,900	310,500	345,400	391,700	421,600	463,700	513,500
89	265,900	311,000	346,400	392,200	422,100	464,500	514,200
90	266,700	311,500	347,400	392,800	422,800	465,200	
91	267,500	312,000	348,000	393,400	423,500	465,900	
92	268,300	312,500	349,000	394,100	424,200	466,600	
93	268,800	313,100	349,800	394,600	424,700	467,300	
94	269,300	313,600	350,600	395,200	425,400	467,900	
95	269,800	314,100	351,500	395,800	426,100	468,600	
96	270,300	314,600	352,000	396,500	426,800	469,300	
97	270,600	315,200	353,100	397,000	427,300	470,100	
98		315,600	353,900	397,600	427,900		
99		316,100	354,900	398,200	428,600		
100		316,600	355,900	398,900	429,300		
101		317,200	356,400	399,400	429,800		
102		317,600	357,100	400,000	430,500		
103		318,100	358,000	400,600	431,200		
104		318,600	359,000	401,300	431,900		
105		319,200	359,700	401,800	432,300		
106		319,700	360,200	402,400			
107		320,200	361,000	403,000			
108		320,700	361,900	403,700			
109		321,200	362,700	404,200			
110		321,700	363,100	404,900			
111		322,200	364,000	405,600			
112		322,700	364,800	406,100			

113	323,000	365,600	406,600			
114	323,500	366,300	407,200			
115	324,000	366,700	407,900			
116	324,500	367,300	408,600			
117	324,800	368,000	409,000			
118	325,300	368,700				
119	325,800	369,300				
120	326,300	369,700				
121	326,600	370,100				
122	327,100	370,600				
123	327,600	371,000				
124	328,100	371,400				
125	328,400	371,600				
126	328,900	371,900				
127	329,400	372,400				
128	329,900	372,900				
129	330,200	373,100				
130	330,700	373,300				
131	331,200	373,700				
132	331,700	374,200				
133	332,000	374,500				
134	332,500	374,700				
135	333,000	375,100				
136	333,500	375,600				
137	333,800	375,900				
138		376,300				
139		376,500				
140		377,000				
141		377,300				
142		377,700				

143		378,200				
144		378,400				
145		378,600				
146		379,000				
147		379,500				
148		379,700				
149		379,900				

備考 この表は、研究職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。